国保・年金だより

■国保温泉センター割引利用券をお渡しします

国民健康保険加入者対象施設の割引利用券をお渡しします。国民健康保険証をご持参のうえ、保険年金課へ。

▼「数馬の湯」JR五日市線武蔵五日市駅より「数馬」行きバスにて60分、「温泉センター」下車徒歩1分☎598・6789

営業時間 4月～11月は午前10時～午後10時（受付午後8時まで）、12月～3月は午前10時～午後7時（受付午後5時まで）定休日 毎週月曜日（祝日の場合は翌日火曜日）利用料金（入館3時間まで）大人（中学生以上）800円→400円、小学生400円→200円、未就学児童は無料※超過料金は、1時間毎に大人200円、小学生100円。また別途入湯税が12歳以上の方に50円かかります。

▼「もえぎの湯」JR青梅線奥多摩駅徒歩10分☎0428・82・7770

営業時間 3月～11月は午前9時30分～午後9時30分（受付午後8時30分まで）、12月～2月は午前9時30分～午後7時（受付午後6時まで）定休日 毎週月曜日（祝日の場合は翌日火曜日）利用料金（入館2時間まで）大人（中学生以上）700円→400円、小学生400円→200円、未就学児童は無料※超過料金は、大人のみ1時間毎に200円。また別途入湯税が12歳以上の方に50円かかります。

※年末年始の休館日については、直接各施設へ。

介護保険制度改正パンフレットを配布します

平成18年4月1日から介護保険制度が大幅に改正となりました。市では新しい介護保険制度に関するパンフレット「新しくなった介護保険」を全戸配布します。概要は次の通りです。ぜひ一度ご覧ください。

1 介護保険制度の仕組み
2 介護保険料について
3 サービスを利用する手順
4 サービスを利用したときの負担
5 利用できるサービス
6 介護予防について
7 介護保険以外の高齢者福祉サービスについて

問合せ 介護福祉課介護保険係

■若年者納付猶予制度

就職して、厚生年金や共済組合に加入している方、もしくは厚生年金や共済組合に加入している方の被扶養配偶者以外で20歳から60歳までの方は、国民年金保険料を納付していただかなければなりません。

国民年金保険料の納付が困難な場合、30歳未満の方（学生は除きます）で、本人及び配偶者の方の前年所得が一定の基準以下であれば、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

若年者納付猶予制度を申請し、承認されると、老齢基礎年金や障害基礎年金・遺族基礎年金の受給に必要な資格期間に算入されます。ただし、老齢基礎年金の受給額の計算には反映されませんが、10年以内であれば保険料を追納することができます（2年以上経過後に追納する場合は、保険料に一定の率を乗じた額が加算されます）。

問合せ 保険年金課保険年金係

身体障害者相談員・知的障害者相談員を次の方にお願いしました

民間の協力者で、身体に障害のある方や知的障害者の相談を受けています。

身体障害者相談員
菅野勝男→熊川1315―6―105☎552・0529
奥田利男→熊川1315―12―101☎530・3363
山下一眞→熊川478☎552・1001
吉野政恵→牛浜117☎552・0270

知的障害者相談員
徳田和江→福生2445―31☎553・1201
関　行子→熊川13☎551・3899
竹内悦子→熊川95―413☎551・7037

問合せ 社会福祉課障害福祉係

老人保健の入院時食事負担額の基準が変わりました

問合せ 保険年金課老人医療係

老人医療証をお持ちの人が入院したときに、医療機関に支払う食事代の負担額は、ご本人や同じ世帯の方の収入等により決められています。4月1日から基準が一部変わり、1日単位で金額が決められていたのが、新たな基準では1食単位になりました。

【変更前】
入院時の食事代の標準負担額（1日）

一定以上の所得者及び一般		780円
低所得Ⅱ	90日までの入院	650円
	90日を超える入院（過去12か月の入院日数）	500円
低所得Ⅰ		300円

【変更後】平成18年4月1日から
入院時の食事代の標準負担額（1食）

一定以上の所得者及び一般		260円
低所得Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院（過去12か月の入院日数）	160円
低所得Ⅰ		100円

※なお、1日の標準負担額は3食に相当する額を限度とする。

※低所得Ⅰ・Ⅱの人は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、老人医療係に申請を。

所得区分の内容

▼一定以上の所得者→同一世帯に一定の所得（課税所得が145万円）以上の70歳以上の人または老人保健で医療を受ける人がいる場合。医療機関で受診したときは2割負担。

ただし、70歳以上の人および老人保健で医療を受ける人の収入の合計が、2人以上の場合は621万円未満、1人の場合は484万円未満であると申請すれば、「一般」となり、1割負担。

▼一般→同一世帯に住民税を課税されている人がいて、一定以上の所得者（2割負担）以外の人。

▼低所得Ⅱ→世帯全員が住民税非課税である人（低所得Ⅰ以外の人）。

▼低所得Ⅰ→世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を65万円として計算）を差し引いたときに0円となる人。

日本赤十字社会員（社員）募集運動にご協力を

5月1日から31日まで、日本赤十字社の会員（社員）増強運動（社費募集）が行われます。

昨年は、皆さんの温かいご支援により福生市地区では369万余円のご協力をいただき、これらの貴重な資金は、日本赤十字社を通じて国際救援活動、災害援護、病院経営、看護師の育成、血液事業、福祉施設の経営などの事業推進に役立てられています。

今年も町会・自治会の方々のご協力をいただき、会員（社員）の募集を実施します。皆さんのご理解ご協力を心からお願いします。

問合せ 社会福祉課庶務・福祉計画担当

児童館であそぼう 4月（その2）

田園児童館　☎552・3133

◆親子であそぼう「新聞紙であそぼう」18日㈫午前10時30分～11時30分
対象 1歳6か月以上の幼児と保護者

◆よちよちすくすくひろば 25日㈫午前10時～正午 対象 0・1歳児と保護者

◆あそびの名探偵「ドッジボールをしよう」28日㈮午後3時30分～4時30分
対象 小学生※当日直接来てください。

◆親子であそぼう「みんなでペタペタこいのぼり」5月2日㈫午前10時30分～11時30分 対象 1歳6か月以上の幼児と保護者 持ち物 お手ふきタオル

◆小学生向けのクラブ「アウトドアクラブ」の参加者募集～自然の中で遊びを通じて仲間づくり～ 日時 月3回程度土曜日午前10時～正午（内容により時間変更あり） 対象 小学生24人
活動費 年間2000円〈申込み：19日午後4時～26日午後5時の間に直接児童館へ〉※他児童館のクラブとの重複申込み、参加はできません。定員を超えた場合は責任抽選の上、結果を郵送します。

武蔵野台児童館　☎553・8822

◆あつまれ!ともだち「ストラックアウト」22日㈯午後3時～4時 対象 小学生以上 持ち物 うわばき

◆のびのびひろば 25日㈫午前10時～正午 対象 0・1歳児と保護者※時間内で自由に遊びに来てください。

◆料理教室「クレープこいのぼり」26日㈬午後3時15分～4時30分 対象 小学生以上24人 材料費 100円 持ち物 上ばき、エプロン、三角巾、タオル〈申込み：18日午後4時～4時30分〉

◆遊具開放デー 27日㈭午前10時30分～正午 対象 1歳6か月以上の幼児と保護者※今月から内容が変わりました。時間内で自由に遊びに来てください。

◆ぬりえ教室 27日㈭午後3時～4時30分
対象 小学生以上※新1年生はこの日からぬりえができます。当日直接来てください。

◆わくわくひろば「親子で一緒にスキンシップあそび」5月2日㈫午前10時30分～11時30分
対象 2歳以上の幼児と保護者

◆チャレンジクラブ参加者募集
時間 原則月2回土曜日午前10時～正午※行事による変更あり 対象 小学生以上24人 活動費 年間2000円
〈申込み：19日午後4時～26日午後5時直接児童館へ。〉
※他児童館のクラブとの重複申込み、参加はできません。定員を超えた場合は責任抽選の上、結果を郵送します。

熊川児童館　☎539・1515

◆くまさんひろば「みんなあつまれ!くまさんひろば」18日㈫午前10時30分～11時30分 対象 幼児と保護者
持ち物 上ばき、水筒

◆ママといっしょ「おえかきしてあそぼう」27日㈭午前10時30分～11時30分
対象 2歳以上の幼児と保護者

◆こぐまひろば「お花がわらった」25日㈫午前10時～正午 対象 0・1歳児と保護者※親子のふれあい交流の場

◆工作トントン「よくとぶ☆ブーメランをつくろう!」26日㈬午後3時～4時30分 対象 小学生以上24人 材料費 20円
持ち物 上ばき〈申込み：20日午後4時～4時30分〉

◆熊川児童館小学生クラブ「あそび塾」参加者募集 目的 遊びを計画し、実行する体験を通しての仲間作り。
活動期間 5月～19年3月までの土曜日（月2～3回）、午前10時～午後4時
対象 小学生28人 活動費 年間2000円
〈申込み：19日午後4時～26日午後5時、直接児童館へ。〉※他児童館のクラブとの重複申込み、参加はできません。定員を超えた場合は責任抽選の上、結果を郵送します。